

広島県「減らそう犯罪」推進会議規約の一部改正について

1 改正内容

- (1) 広島県「減らそう犯罪」推進会議委員に、広島県二輪車普及安全協会を追加するもの。
- (2) 広島県「減らそう犯罪」推進会議委員より日本自動車販売協会中四国支部代表を削除し、幹事から同協会の事務局長を削除するもの。

2 改正箇所

別紙 1（第 3 条関係）及び別紙 2（第 5 条関係）

3 規約改正新旧対照表

改 正			現 行		
(推進会議の構成) 第 3 条 推進会議は、次の者により構成する。 (1) 別紙 1 に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員（警察・商工労働委員会委員長） (3) 学識経験者 (4) 学生の代表 2 推進会議に会長及び副会長を置く。 3 会長は、広島県知事の職にある者をもって充てる。 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。			(推進会議の構成) 第 3 条 推進会議は、次の者により構成する。 (1) 別紙 1 に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員（警察・商工労働委員会委員長） (3) 学識経験者 (4) 学生の代表 2 推進会議に会長及び副会長を置く。 3 会長は、広島県知事の職にある者をもって充てる。 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。		
(幹事会) 第 5 条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。 3 代表幹事は、広島県警察本部生活安全部生活安全総務課長の職にある者をもって充てる。 4 幹事は、別紙 2 に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる			(幹事会) 第 5 条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。 3 代表幹事は、広島県警察本部生活安全部生活安全総務課長の職にある者をもって充てる。 4 幹事は、別紙 2 に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる		
別紙 1（第 3 条関係）			別紙 1（第 3 条関係）		
区分	団体・機関等	備考	区 分	団体・機関等	備考
県 民	(略)		県 民	(略)	
事業者	広島県商工会議所連合会 広島県自動車盗難等防止連絡協議会 広島県コンビニエンスストア防犯連絡協議会 広島県住宅産業三団体協議会 広島県金融機関防犯組合 広島県二輪車普及安全協会		事業者	広島県商工会議所連合会 広島県自動車盗難等防止連絡協議会 広島県コンビニエンスストア防犯連絡協議会 日本自動車販売協会中四国支部 広島県住宅産業三団体協議会 広島県金融機関防犯組合	
防犯ボランティア	(略)		防犯ボランティア	(略)	
学校・PTA	(略)		学校・PTA	(略)	
行 政	国	(略)	行 政	国	(略)
	市 町	(略)		市 町	(略)
	広島県	(略)		広島県	(略)

別紙 1 (第 5 条 関係)			別紙 1 (第 5 条 関係)		
区 分	団 体・機 関 等	備 考	区 分	団 体・機 関 等	備 考
県 民	(略)		県 民	(略)	
事 業 者	広島県商工会議所連合会 事務局長 広島県自動車盗難等防止連絡協議会 事務局長 広島県住宅産業三団体協議会 事務局長 広島県金融機関防犯組合 事務局長		事 業 者	広島県商工会議所連合会 事務局長 広島県自動車盗難等防止連絡協議会 事務局長 日本自動車販売協会上四国支部 事務局長 広島県住宅産業三団体協議会 事務局長 広島県金融機関防犯組合 事務局長	
防犯ボランティア	(略)		防犯ボランティア	(略)	
学校・P T A	(略)		学校・P T A	(略)	
行 政	国	(略)	行 政	国	(略)
	市 町	(略)		市 町	(略)
	広島県	(略)		広島県	(略)
<u>附 則</u> この規約は、令和 7 年 8 月 27 日から施行する。					

4 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約（新）

別紙のとおり